

岩手県告示第297号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（平成22年岩手県告示第699号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成23年4月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）実施した地域 盛岡市、宮古市、大船渡市及び一関市
- （2）実施した期間 平成22年8月9日から平成23年3月20日まで
- （3）実施した基本測量の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2（1）実施した地域 一関市、奥州市及び胆沢郡金ヶ崎町
- （2）実施した期間 平成22年8月9日から平成23年3月20日まで
- （3）実施した基本測量の種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 3（1）実施した地域 宮古市及び奥州市
- （2）実施した期間 平成22年8月9日から平成23年3月20日まで
- （3）実施した基本測量の種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 4（1）実施した地域 奥州市
- （2）実施した期間 平成22年8月9日から平成23年3月20日まで
- （3）実施した基本測量の種類 基本測量（地磁気常時連続観測）